## 先生各位

## 診療報酬適用のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、平成27年10月30日付「保医発1030第2号」厚生労働省保険局 医療課長通知にて、平成27年11月1日より下記検査項目の診療報酬算定が可能 となりましたのでご案内申し上げます。

謹白

記

## ■ 実施料が新設された検査項目

検査項目名	実施料	実施料区分	判断料区分
IgG <sub>2</sub>	243点	「D014」 自己抗体検査	免疫 144

[注]下線部が追加変更されました。

- ア  $IgG_2$ をネフェロメトリー法により測定した場合は、区分番号「DO14」自己抗体検査「29」  $IgG_4$ 、TIA法により算定した場合は、「23」抗カルジオリピン抗体、抗TSHレセプター抗体 (TRAb)の所定点数に準じて算定する。
- イ 本検査は、原発性免疫不全等を疑う場合に算定する。なお、本検査を算定するに当たっては、その理由及び医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- ※ IgG<sub>2</sub>は検査方法によって検体検査実施料が異なりますので、ご留意下さい。 (ネフェロメトリー法 388点、TIA法 243点)